

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 本市の概要及び地域特性

小矢部市は、富山県の西端に位置し、北は高岡市、東は砺波市、南は南砺市、西は石川県金沢市、津幡町に接し、南北に半円形をなした市域の面積は134.07k㎡である。

最大標高346mの稲葉山をはじめとする丘陵山地に三方を囲まれ、平坦地は一級河川小矢部川が南から北北東に向かって市域を貫流し、砺波平野の北西部に位置する穀倉地帯である。

交通は、あいの風とやま鉄道(株)と国道471号が石動市街地を、北陸自動車道と国道359号が津沢市街地を通過し、国道8号が石動市街地北側を横断し、能越自動車道、東海北陸自動車道が市の東側を縦断している。北陸新幹線は石動駅南側付近を東西に横断している。さらに、各県道が市街地を中心に放射状に通じている。

気象は、日本海側気候という気象条件に該当している。本市における平均気温は、富山県西部の他の地域に比べ、最高・最低とも高く、富山県西部の地域のうちでは、比較的暖かい地域である。年総降雨量は、県平均を下回り、比較的少ない。市域の風は、夏期は北東の風が比較的多く、秋から冬にかけては北西又は西及び南西の風が多い。風速は、平均・最大とも県平均を下回り、風が弱い地域である。



(2) 地域の災害リスク

(地震)

富山県においては、近年における大規模な地震は少ないが、過去の災害記録をみると、天正13年(1585年)には木舟城が崩壊した地震をはじめ、安政5年(1858年)には多くの家屋倒壊等の被害があった安政の大地震などが発生している。とりわけ本市近辺では、石動北部から埴生にかけて石動断層が走っており、常に警戒が必要である。

(風害)

本市地域での風害は、夏の終わりから秋のはじめにかけて通過する台風によるものが多い。西日本から日本海へ抜ける南風は強く、山を越えた気流によってフェーン現象を誘発するので、空気は乾燥して、火災が起こりやすくなる。また、中部、関東地方を通過し北東の経路をとる台風

は、暴風雨が強く家屋の損壊、樹木の倒伏及び農作物等に対する大きな被害となることが予想される。特に、近年では、平成3年の台風19号の強風による34棟全半焼の大火災、平成16年の台風23号による死者・負傷者の発生、多数の倒木の被害等が発生しており、風害に対しては、常に警戒を要する。また、竜巻の発生に対しても注意を要する。

**(水害・洪水：ハザードマップ) \*平成31年3月更新**

本市における水害は、過去の記録においては、ほぼ6月から9月に発生している。今後も、梅雨期の長雨、梅雨明けの集中豪雨や台風期の大雨による河川の氾濫、田畑の浸水等の災害発生が十分に予想されるので注意が必要である。

①融雪による水害

3～5月、山間部積雪地帯、特に南谷地区、北蟹谷地区において多いときには、1日に20cm以上の融雪となることも十分に予想され、そのために、河川の水位は予想以上に上昇し、降雨が重なると渋江川・子撫川等では、警戒水位を突破して洪水を招きやすく、警戒を要する。

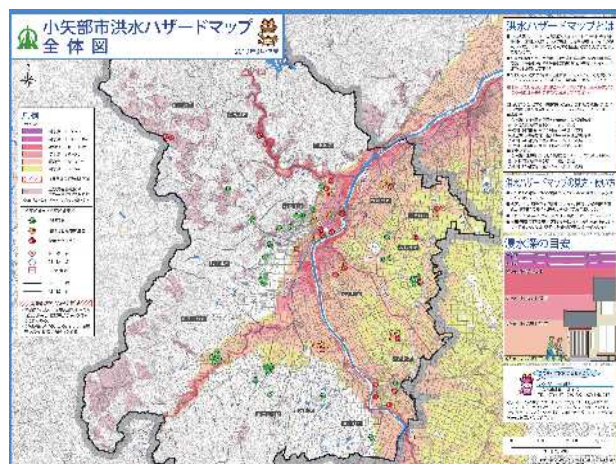
②梅雨による水害

梅雨期による水害は、台風期の水害とともに大規模な災害がたびたび発生している。梅雨前線による集中豪雨は、梅雨末期に起こることが多い。梅雨期は、雨が多く河川の水位はかなり上昇しているので、市内西側中小河川では、上流で集中豪雨が降るとたちまち警戒水位を突破して洪水を招きやすい。特に、梅雨前線による雨は、台風による雨と違って比較的長時間にわたって降ることが多く、警戒を要する。

③局地的集中豪雨による水害

局地的な原因（地形、局所的な風の分布）により起こると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲が狭く、数km離れたところでは、雨量が中心地域の1割にもみえない場合もある。特に、平成20年の南砺市での局所的集中豪雨による被害発生など、近年は、短時間に一部の地域に集中的に降る「ゲリラ豪雨」が発生するケースが多く、河川の上流地域の状況の把握も含めた対応策が必要となっている。

(洪水ハザードマップ 全域図)



**【対象とする河川】**

小矢部川・庄川・渋江川・旅川・子撫川・横江宮川・岸渡川の7河川

**【想定雨量】**

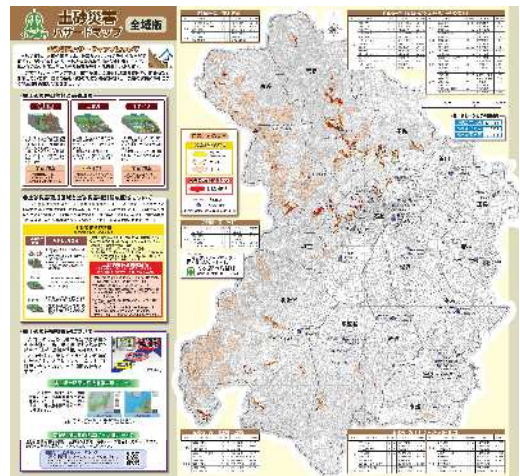
富山県	小矢部川	12時間総雨量 417mm	小矢部川流域
富山県	旅川	12時間総雨量 504mm	旅川流域
富山県	子撫川	24時間総雨量 774mm	子撫川流域
富山県	横江宮川	24時間総雨量 813mm	横江宮川流域
富山県	渋江川	24時間総雨量 770mm	渋江川流域
富山県	岸渡川	24時間総雨量 813mm	岸渡川流域
国土交通省	小矢部川	津沢地点 12時間総雨量 415mm、長江地点 365mm	
国土交通省	庄川	48時間総雨量 655mm	庄川流域
国土交通省	渋江川	12時間総雨量 477mm	渋江川流域

**(土砂災害：ハザードマップ) \*平成 25 年 3 月更新**

本市の西側山間地には、急傾斜地等危険箇所が多数点在している。急傾斜地等の崩壊は、長雨や集中豪雨及び融雪時における土地の含水量の増大などに起因するほか大規模な地震によっても発生する。特に、集中豪雨における災害発生が多く、大規模災害の記録もあり、土砂災害の予防、応急対策に万全を期さなければならない。

「土砂災害ハザードマップ」は、富山県知事により「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定された区域についてまとめたもの。

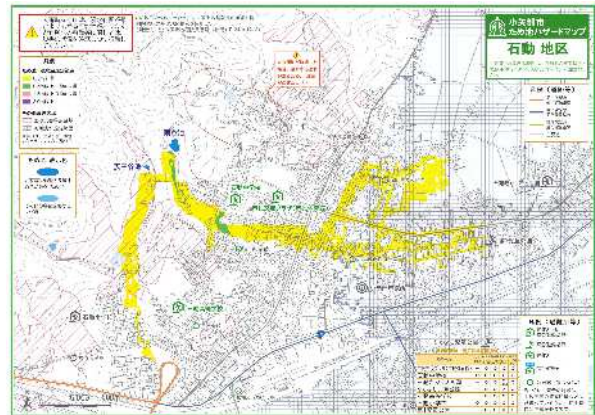
(土砂災害ハザードマップ 全域図)



**(その他：ため池ハザードマップ) \*令和 3 年 6 月更新**

「小矢部市ため池ハザードマップ」とは、地震や大雨によって満水状態のため池堤体が決壊した場合の浸水想定範囲、浸水深、避難施設などの各種情報を取りまとめたもの。

(ため池ハザードマップ 石動地区)



石動地区 1、南谷地区 3、埴生地区 1、宮島地区 1、宮島地区子撫地区 1、北蟹谷地区 6、津沢地区 2、藪波地区 3、東蟹谷地区 3 のため池ハザードマップがある。

**(火災)**

火災の発生及び拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係をもっている。一般に大火や林野火災は、日本海側においては春季に多く、特に気温の上昇と強い風をもたらすフェーン現象の起こった場合に大火となる例が多くあり、過去、藪波・東蟹谷地区や水鳥地区の散居村地域で広範囲にわたる大火が発生した例がある。火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季にかけて多数発生する。出火原因についてみると、火災の多くは、火気取扱いの不注意や不始末からの出火によるものであり、そのほとんどは人為的ミスによるものが多い。大規模商店、宿泊施設等の場合には多数の被害者を出し社会的問題となることがあるので、防火管理や火気取扱いに十分に注意を払うとともに火災予防対策に万全を期す必要がある。

**(雪害)**

北陸地方の雪の降り方には、「山雪」と「里雪」の二つのタイプがあり、特に里雪の気圧配置は、全体として西高東低型であるが日本海東部に小低気圧のあることが多く、ここでは等圧線の間隔が広く気圧傾向がゆるやかになって、南にわん曲し、袋の形をしているのが特徴である。1日に100cmを超える降雪量を記録することもあり、砺波平野特有の散居村地域であるために、交通障害、農林業被害、通信の途絶など住民生活及び産業活動に大きな影響を与えると同時に家屋の倒壊などの被害が想定される。

**(感染症)**

インフルエンザなどの感染症は、10年から40年の周期で発生し、世界的に大きな流行を繰り返している。2020年1月、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の拡大が確認されてから急速にまん延し、感染者の急激な増加と減少を幾度も繰り返して本市においては2,633名の陽性が判明し

ている。(令和4年9月13日現在)

県内では、医療施設への入院や宿泊療養施設への入所のほか、自宅療養により多くは軽快したものの、一部の感染者は後遺症が残る方や感染による基礎疾患の急性増悪により死亡する方もいる。新型コロナウイルス感染症に対応したワクチン接種の進展により感染者の増加や重症化は一定程度抑制されてはいるものの相次ぐ変異株の発生が再び全国的かつ急速なまん延をもたらしており、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

### (3) 商工業者の状況

#### (小矢部市商工会管内の状況)

##### 【商工業者の状況】

業 種	平成 28 年	備考 (主な業種の立地状況)
AB 農林漁業	34	—
C 鉱業・採石業・砂利採取業	7	—
D 建設業	191	市内に分散
E 製造業	234	市内に分散
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	—
G 情報通信業	5	—
H 運輸業、郵便業	42	—
I 卸売業、小売業	491	市内に分散
J 金融業、保険業	22	—
K 不動産業、物品賃貸業	37	—
L 学術研究、専門・技術サービス業	41	—
M 宿泊業、飲食サービス業	135	石動地区に多い
N 生活関連サービス業	119	石動地区に多い
O 教育、学習支援	30	—
P 医療、福祉	102	市内に分散
Q 複合サービス業	11	—
R サービス業(他に分類されないもの)	124	市内に分散
(小規模事業所数)	(1, 290)	R4. 4. 1 当会システム数
総事業所数	1, 626	H28 年経済センサス活動調査結果

### (4) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

##### ①小矢部市地域防災計画の策定

小矢部市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画したものであり、災害対策基本法の規定に基づき、小矢部市防災会議において策定している。

(昭和41年11月策定 最新改訂：令和3年6月)

##### ②小矢部市国土強靱化地域計画の策定

近年頻発している豪雨等の大規模自然災害等に備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進するために策定している。

(令和3年6月策定)

##### ③小矢部市総合防災訓練の実施

小矢部市地域防災計画に基づき、自主防災組織、自治会、関係機関等の協力のもと、各地域の特性に応じた訓練を実施している。

#### ④災害ハザードマップの作成

災害における人的被害を防ぐために、危険個所を公表し、平常時からの防災意識の向上と被害の軽減行動の促進を目的に作成し、全戸配布している。

(土砂災害：平成25年6月配布、洪水：令和元年6月配布、ため池：令和3年7月配布)

#### ⑤防災備品の備蓄

災害時においてライフラインや道路等の損壊による流通機構の麻痺状態を想定し、最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、防災備蓄品を整備している。

(食料、毛布、簡易トイレ、マスク、消毒液、テント等)

### 2) 当会の取組

#### ①事業者BCPに関する国の施策の周知

中小企業・小規模事業者の災害発生時の備え・必要性について、BCP計画の策定と運用に関する情報を広報媒体(会報誌等)でPRや相談窓口にてチラシ、パンフレットの設置や配布などを行い、防災知識の普及啓発・周知を行っている。

#### ②事業者BCP関連の策定支援

中小企業・小規模事業者に対し「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓発、「事業継続力強化計画」(国認定)への取組推進と策定支援に取り組んでいる。

#### ③事業者BCPセミナーの周知

富山県商工会連合会主催や関係機関で開催されるBCP関連セミナーについて、管内事業所へ周知し中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・推進を行っている。

#### ④商工会が扱う多種多様なリスクに備えた損害保険への加入促進

会員の災害による多種多様なリスクに対応する為、休業対応応援共済やビジネス総合保険制度、業務災害補償プランや情報漏洩賠償責任保険制度などへの加入促進を行っている。また、事業者の火災や地震等への対策として、富山県火災共済協同組合と連携した普及・加入促進を行っている。

#### ⑤新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受ける又はその恐れがある事業所を対象として経営相談窓口を設置。融資や支援制度活用において相談やサポートを行っている。

#### ⑥防災備品の確保

職員の防災時緊急連絡網や安全管理体制を敷き、小矢部市商工会館、津沢商工会館では、緊急時の対応に医薬品・携帯ラジオ・携帯用拡声器・ロープ・カラーコーン・スコップ等を備えている。

#### ⑦防災訓練の実施

石動駅前には所有するビル(める・びる)は、地域交流拠点として不特定の利用があるため、避難訓練を定期的(年2回)に行っている。

## II 課題

防災・減災にかかる情報を密にする連携体制を構築する必要があり、災害発生時の被災情報や発災後の対応に関する情報はもちろん、事前対策として災害時の対応方法、連絡手段の事前共有など事業者の事業継続支援を促進する必要がある。

### ①防災・減災に対する意識について

本市は自然災害が比較的少ないため、市全体的に災害に対する危機意識は低く、当事者意識の醸成が必要である。

### ②緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制

各組織の業務継続計画等に従って、事業者への支援対策を実施することになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

### ③事業者BCP策定の周知・支援

当会への相談状況やセミナー参加状況からも、地域内事業者のBCP策定に関する課題意識が低いと考えられ、特に、小規模事業者では顕著であると考えられる。普及啓発・周知活動も十分ではなく、各機関・団体がそれぞれで取組んでおり、関係機関との連携による取組み強化が必要である。

### ④事業者BCP策定支援におけるスキル不足

経営相談におけるBCP関連件数が少ないこともあり、当所職員がBCP策定支援に関わることが少なく、支援スキルの向上が課題であり、資質向上の取組みとともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

### ⑤小規模事業者向けのBCP策定ツールの不足

国や関係機関等から事業者BCPの策定ガイドライン等が提供されているが、特に小規模事業者にとっては、内容が高度過ぎるとの意見もあり、小規模事業者向けの簡易型BCP策定ツールが必要である。

### ⑥新たな脅威「感染症」への対策不足

感染症の対策において、特に対策が進んでいない小規模事業者に対して、検温・消毒等の感染症対策のルール作成や衛生品（マスク、消毒液等）の備蓄、保険を活用したリスクファイナンス等の必要性を周知することが必要である。

### ⑦指定避難所について

市は感染症対策により密を避けた場合や、洪水発生時や土砂災害発生時に利用不可となる指定避難所を考慮し、公共施設だけではなく民間事業所を避難所として利用させてもらえるよう、事業所等との協定締結を進める必要があると考えていることから連携による周知等の協力が必要である。

## III 目標

当会と本市が一体となり、それぞれの役割を確認・担当する事によって災害発生の際にも安定的かつ継続的な経営活動を継続できる中小企業・小規模事業者を多く輩出し、有事の際にも中小企業・小規模事業者が中核となって地域経済・地域インフラを安定維持できる強い地域づくりを目標とする。

①事業者への災害リスク対策の周知強化

地域内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等リスク及び事前対策の必要性を認識してもらうよう、周知活動を強化する。

②緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制

当会と行政機関が発災時における連絡体制を円滑にするため、被害情報報告ルートを構築する事や、自然災害発生時にも速やかに復興支援策が履行できるように、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。

③事業者BCP策定支援の強化

当会職員の資質向上とともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携による相談支援の体制を整え、特に小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

④事業者支援におけるスキル及びツール強化

商工会の支援機能停止を防止する体制を構築する為、VPN接続による商工会グループウェアや、クラウド型経営支援ツールを活用し作業データのクラウド化とナレッジ・マネジメントを強化する。

⑤新たな脅威「感染症」への対策

新型ウイルス感染症は、基本的に人と人との接触が大きくなり小規模事業者の事業活動や業務の停滞が生じる事となる。「海外感染拡大発生期」、「国内感染者発生期」、「全国感染拡大～蔓延期」、「社内感染者発生期」には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県（地域産業支援課）へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

令和3年6月に改定された「小矢部市地域防災計画」の趣旨を踏まえて、当会の防災に関する事務等について、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

##### ① 広報媒体や巡回・窓口相談等における注意喚起と啓発活動

会報やホームページにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、事例紹介等や、巡回・窓口相談時にハザードマップを用いながら、自然災害等のリスク把握及び対策の重要性を喚起する。リスクファイナンス活用に向け損害保険会社と連携した巡回による啓発活動も行う。

##### ② 事業者BCP策定セミナーの開催

BCPの具体的策定手法や、事前対策として災害リスクにどう向き合い、何を考えて明文化しておくべきなのかについて等のセミナーを開催する。

##### ③ 事業者BCP策定に関する支援

BCP策定支援に関わる職員向けに、リスクマネジメントの基礎や管内の災害リスク、策定等に関する研修(勉強会)を開催し、職員の支援スキルの向上を図る。また、専門家派遣制度等を活用し策定経験を豊富に有する専門家や、地域の災害リスクに係る豊富な情報を有する連携損害保険会社から事業者BCP策定フォーマットや各種情報の提供を受けながら計画策定支援を進めることとする。

##### ④ 感染症への対応

新型のウイルス感染症は、およそ10年から40年の周期で発生しており、感染状況も日々変化する為、事業者には常に最新の情報を入手し冷静に対応する事を周知する。また、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策について事業者に周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会では令和5年度以降に富山県商工会連合会と連携して事業継続計画を作成予定である。

#### 3) 関係団体等との連携

関係団体等(企業協会、商店街等の団体、政府系・民間金融機関、損害保険会社等)との共催にて普及啓発セミナーや、リスクファイナンス対策(各種保険の紹介)等に関する個別相談会など、普及啓発に繋がる事業を連携して行う。

#### 4) フォローアップ

当会と当市、金融機関などの関係機関により、「小矢部市事業継続力強化支援連絡会議」を必要に応じて開催し、状況確認や改善点等について協議する。また、巡回指導等による、管轄内の中小企業・小規模事業者等のBCP策定状況の把握並びに周知及び策定に係るフォローに



努める。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（洪水・地震災害）が発生したと想定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回程度必要に応じて行う）。

### < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による災害時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ報告する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

##### ① 職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

発災後速やかに（2時間以内を目標とする）職員の安否確認を行う。

安否確認の際には、様々な通信手段（携帯電話・メール・LINE等）を活用し、

A：本人・家族の被災状況、

B：大まかな被災状況（近隣の家屋被害や道路状況）、

C：出勤できる状態か否か等について、できるだけ情報収集を行う。

職員の勤務時間内における安否報告は、口頭で事務局長に報告する事とし勤務時間外や事務所外の場合は、携帯電話・メール・LINE等を使い、事務局長が不在の場合は支所長（経営指導員等）へ報告する。

また、発災後3時間以内には、本市と当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

##### ② 感染症発生時の対処

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、必要に応じて事務所の消毒、職員の検温・体調管理・手洗い・うがい等の徹底を行う。

また、国・県・市から発出される情報を注視し、当会における必要な感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

当会の管轄地域における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、応急対策として次の業務を想定している。

A：緊急相談窓口の設置・相談業務

B：被害状況の調査、経営課題の把握業務

C：復興支援策を活用するための支援業務

勤務時間外の場合の当会職員は、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況や地震の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報等解除後に出勤するなど対応する。

当会では、早急に緊急事態対策本部（会長・副会長、管理職及び経営指導員を想定）を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、被害状況等の集約、関係機関との連絡調整等を行う。

当会と本市は、必要に応じ随時連絡を取り、被害状況を共有する。

### ○被害規模の目安（判断基準）

被害規模	被害状況の把握	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内の1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	A：緊急相談窓口の設置・相談業務 B：被害状況の調査、経営課題の把握業務 C：復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内の0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	A：緊急相談窓口の設置・相談業務 B：被害状況の調査、経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域について、大規模な被害が生じているものとする。

本計画において、当会と本市とは以下の間隔で被害情報等を共有する。（情報の共有回数等については、状況に応じて変更していくこととする。）

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
1ヶ月以内	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

感染症発生時には、国・県・町・村から発出された行動指針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、テレワークなどの交代勤務等を導入するなどの体制維持に向けた対策を行う。

### < 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

自然災害発生時に、地区内中小企業・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。  
（避難ルートや避難場所の確保、行動計画表の作成）
- ・本市と当会にて被害状況の確認方法及び分担、被害額の算定方法について予め確認しておく。
- ・当会と本市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は本市より県商工担当部署（地域産業支援課）へ報告する。
- ・発災時、県から指示があった場合、その指示によるものとする。本市は県からの指示により報告する。



#### ＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。
- ・当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は安全性が確認された場所にて設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### ＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県（地域産業支援課）へ報告する。

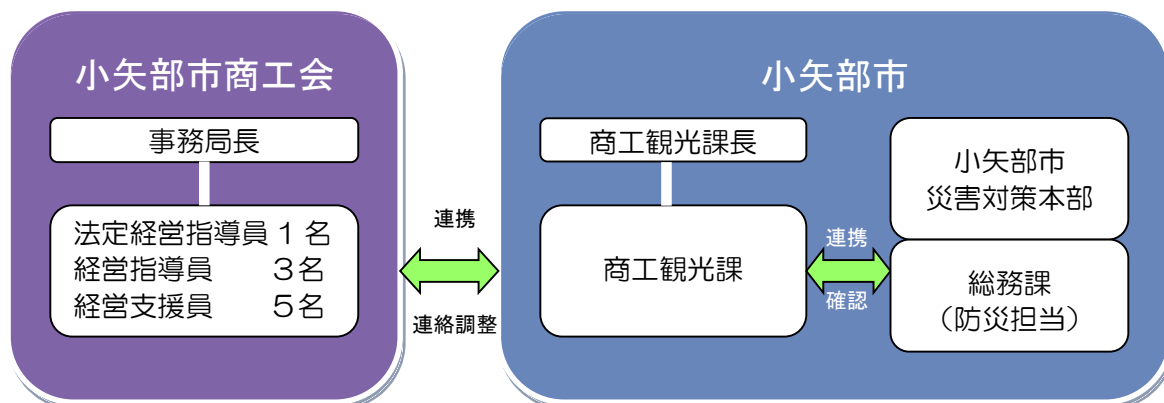
(別表2)

### 事業継続力強化支援事業の実施体制

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) **商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先  
主任経営指導員 大野 秀樹 (防災士) (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)  
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) **商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

- ①商工会／商工会議所  
小矢部市商工会  
〒932-0048 富山県小矢部市八和町5番15号  
TEL 0766-67-0756 / FAX 0766-67-6353 / E-mail oyabe@shokoren-toyama.or.jp
- ②関係市町村  
小矢部市産業建設部商工観光課  
〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号  
TEL 0766-67-1760 (代) / FAX 0766-67-1567 / E-mail kigyou@city.oyabe.lg.jp

(4) **被害情報等報告先**

- 富山県商工労働部地域産業支援課  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
TEL: 076-444-3251 / FAX: 076-444-4402 / E-mail: achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp  
※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。  
※その他  
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	250	300	350	400	450
1. 専門家派遣費	100	132	165	200	231
2. 協議会運営費	3	3	3	3	3
3. セミナー開催費	77	77	77	92	106
4. パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
5. 防災、感染症対策費	20	38	55	55	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
富山県補助金、小矢部市補助金、事業収入、自己財源等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等